

奈良県訓令第六号

各部 課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表奈良県橿原文化会館の項の次に次のように加える。

奈良県立 美術館	美術館に勤 務する者	一週間当たり三十八時間四十五分 を超えない範囲内において、所属 長が定める。	月曜日（その日 が国民の祝日に 関する法律（昭 和二十三年法律 第七十八号） に規定する休日 （以下「休日」 という。）であ る場合は、その 日後において、 その日に最も近 い休日でない日 ）及び職員ごと に毎週一回所属 長が定める日
-------------	---------------	--	---

別表橿原考古学研究所の項中

一週間当たり三十八時間四十五分
を超えない範囲内において、所属
長が定める。

を
右

観光局ならの観光力向上課の項の次に次のように加える。

同

に改め、同表奈良県立美術館の項を削り、同表地域振興部

奈良県外 国人観光 客交流館	外国人観光 客交流館に 勤務する者	右	同
		右	同